# 定　款

株 式 会 社 エ プ コ

# 株式会社　エ　プ　コ

| | |
|---|---|
| 平成　２年　４月　１日 | |
| 平成　２年　４月１１日 | 公証人認証 |
| 平成　２年　４月１２日 | 会社設立 |
| 平成　４年　６月　１日 | 改訂 |
| 平成１３年　６月１８日 | 改訂 |
| 平成１３年　９月１５日 | 改訂 |
| 平成１３年１１月１２日 | 改訂 |
| 平成１４年　４月１２日 | 改訂 |
| 平成１５年　４月２４日 | 改訂 |
| 平成１６年　３月１９日 | 改訂 |
| 平成１６年　４月２７日 | 改訂 |
| 平成１７年　４月２６日 | 改訂 |
| 平成１８年　４月１８日 | 改訂 |
| 平成１９年　４月２６日 | 改訂 |
| 平成２０年　４月２４日 | 改訂 |
| 平成２１年　４月２３日 | 改訂 |
| 平成２２年　８月　１日 | 改訂 |
| 平成２３年　４月２６日 | 改訂 |
| 平成２４年　４月２５日 | 改訂 |
| 平成２５年　３月２７日 | 改訂 |
| 平成２６年　３月２８日 | 改訂 |
| 平成２６年１１月２７日 | 改訂 |
| 平成２８年　３月２５日 | 改訂 |
| 平成３０年　１月　１日 | 改訂 |
| 令和　４年　３月２５日 | 改訂 |

# 定　　　　　　款

## 第　１　章　　総　　　則

（商　号）

第１条　当会社は、株式会社エプコと称し、
英文では、EPCO　Co.,Ltd.と表示する。

（目　的）

第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 建設及び建築ならびにそれらに関する設備工事の設計、監理、施工
2. 設備工事における品質管理ならびに品質保証業務
3. コールセンター及びデータセンターの企画、提供、運営
4. 設計関係のデータ管理・保管業務
5. 建築及び建築設備に関するコンサルティング
6. コンピュータに関するハードウェア・ソフトウェアの開発、製造、販売、リース及び保守サービス
7. 設備工事に関する部品、加工資材及び機器の販売
8. 電気・ガス・水道等のエネルギー情報の収集と分析及び情報の提供
9. 太陽電池・蓄電池・燃料電池等のエネルギー機器の制御と監視
10. インターネットを利用した各種情報提供サービス業
11. 通信販売業務
12. インターネットの代金決済システムの導入代行業
13. ホスティングサービスの企画、提供、運営
14. 電子商取引及び電子決済システムの企画、開発、設計、販売、賃貸、運用並びにこれらの代理業
15. 電気通信事業法に基づく電気通信事業
16. 広告代理業
17. キャラクター商品、ゲーム機器、玩具及び遊具用具等の物品・ソフトウェアの企画、開発、製造、制作、販売、賃貸、保守、管理、運営並びにこれらの仲介
18. 前号に掲げる物品・ソフトウェアの輸出入及び輸出入代行業
19. 無体財産権（著作権、著作隣接権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等）の取得、使用許諾、売買、譲渡、管理並びにこれらの仲介、代理業
20. 労働者派遣事業法に定める派遣
21. 特定規模電気事業
22. 電力卸売り事業
23. 電力小売り事業

24.　再生可能エネルギーを利用した電力発電事業
25.　前各号に付帯する一切の業務

（本店の所在地）
第３条　当会社は、本店を東京都墨田区に置く。

（機関の設置）
第４条　当会社は、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を置く。

（公告方法）
第５条　当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、電子公告を行うことができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。

## 第　２　章　　株　式

（発行可能株式総数）
第６条　当会社の発行可能株式総数は、３２，０００，０００株とする。

（単元株式数）
第７条　当会社の単元株式数は、100 株とする。

（単元未満株式についての権利）
第８条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
１．会社法第 189 条第２項各号に掲げる権利
２．会社法第 166 条第１項の規定による請求をする権利
３．株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株式取扱規程）
第９条　当会社の株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規程による。

（株主名簿管理人）
第 10 条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

## 第 3 章　株 主 総 会

（基準日）

第 11 条　当会社は、毎年１２月３１日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

（招集の時期）

第 12 条　当会社の定時株主総会は、毎年３月にこれを招集する。

（招集権者及び議長）

第 13 条　株主総会は、代表取締役グループＣＥＯが招集し、その議長となる。代表取締役グループＣＥＯに事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

（決議要件）

第 14 条　株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってする。

2.　会社法第３０９条第２項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上にあたる多数をもってする。

（参考書類等のインターネット開示）

第 15 条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2.　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して書面に記載しないことができる。

（議決権の代理行使）

第 16 条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

## 第　4　章　　取締役及び取締役会

（員　数）

第 17 条　当会社の取締役（監査等委員であるものを除く）は、５名以内とする。

2.　当会社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、５名以内とする。

（選　任）

第 18 条　取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。

2.　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3.　取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

（任　期）

第 19 条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2.　前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

3.　補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

（代表取締役及びグループＣＥＯ）

第 20 条　取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。

2.　取締役会の決議により、代表取締役の中から当会社ならびに当会社の子会社から成る企業集団の最高経営責任者としてグループＣＥＯ１名を選定することができる。

（取締役会）

第 21 条　取締役会は、代表取締役グループＣＥＯが招集し、その議長となる。代表取締役グループＣＥＯに事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

2.　取締役会招集の通知は、各取締役に対し、会日の３日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

3.　取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。

4. 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。

（業務執行の決定の取締役への委任）

第22条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。

（取締役の報酬等）

第23条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

（取締役の責任免除）

第24条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第４２３条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当会社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第４２３条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

## 第 5 章 監査等委員会

（監査等委員会の招集通知）

第25条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

（監査等委員会規程）

第26条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

## 第　６　章　　計　　　算

（事業年度）

第 27 条　当会社の事業年度は、毎年１月１日から１２月３１日までとする。

（剰余金の配当）

第 28 条　株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

2.　前項のほか、取締役会の決議により、毎年６月３０日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

（自己株式の取得）

第 29 条　取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。

（配当金等の除斥期間）

第 30 条　期末配当金及び中間配当金が支払開始日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

以上